

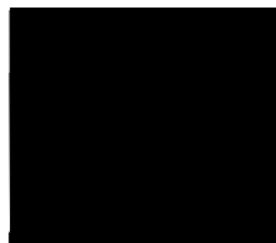
法務省民二第747号

平成21年3月24日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税法第4条第2項の規定により登録免許税の非課税措置を受けるために農林水産大臣等が発行する証明書の様式の変更について(依命通知)標記について、別紙甲号のとおり農林水産省経営局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



21 経営第 7040 号
平成 21 年 3 月 19 日

法務省民事局長 殿

農林水産省経営局長

登録免許税法第 4 条第 2 項の規定により登録免許税の非課税措置を受けるために農林水産大臣等が発行する証明書の様式の変更について（照会）

登録免許税法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 37 号）第 9 条に規定する書類については、平成 15 年 4 月 14 日付け 15 経営第 193 号で照会し、平成 15 年 4 月 16 日付け法務省民二第 1163 号をもって回答いただいたところですが、今般別添「登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願」については、株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年法律第 85 号）附則第 48 条による登録免許税法の改正（平成 20 年 10 月 1 日施行）に伴い別紙様式のとおり変更したいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

別添（旧）

証明書様式

登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣
都 道 府 県 知 事 } 殿

住 所
団 体 名
会 長 理 事 氏 名 印

別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の23の2の項の第3欄の第 号に規定する不動産に該当することを証明願います。

番 号
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

農 林 水 産 大 臣
都 道 府 県 知 事 } 氏 名 印

(別紙) 登記事項の内容

1. 土 地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

- (注) 1. 「所在」「地番」「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権、地上権、賃借権、質権又は(根) 抵当権の別を記載する。

2. 建 物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権利の種類

- (注) 1. 「所在」「家屋番号」「種類」「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権又は賃借権の別を記載する。

別紙様式（新）

証明書様式

登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣
都 道 府 県 知 事 } 殿

住 所
団 体 名
会 長 理 事 氏 名 印

別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の23の項の第3欄の第 号に規定する不動産に該当することを証明願います。

番 号
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

農 林 水 産 大 臣
都 道 府 県 知 事 } 氏 名 印

(別紙) 登記事項の内容

1. 土 地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

- (注) 1. 「所在」「地番」「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記載に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権、地上権、賃借権、質権又は(根) 抵当権の別を記載する。

2. 建 物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権利の種類

- (注) 1. 「所在」「家屋番号」「種類」「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記載に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権又は賃借権の別を記載する。

法務省民二第746号

平成21年3月24日

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

登録免許税法第4条第2項の規定により登録免許税の非課税措置を受ける
ために農林水産大臣等が発行する証明書の様式の変更について（回答）

本月19日付け21経営第7040号をもって照会のありました標記の件につ
いては、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。